

「福岡市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事前相談」

取り扱い要領

住宅都市局建築指導部建築審査課

《目 的》

- 第1 本要領は、「改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用に関する留意事項等について」（令和6年5月30日）に基づき、その取り組みとして実施する「福岡市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事前相談」（以下「事前相談」という。）について必要な事項を定めるもの。

《適用範囲》

- 第2 事前相談は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）において、福岡市に計画を提出する建築物であって、令和7年4月1日の改正法施行日後に適合性判定が必要となる特定建築行為であり施行日前に適合性判定が必要となる特定建築行為を除いたものについて適用する。

《相談受付》

- 第3 事前相談を申請する者（主に申請者 以下、「申請者等」という。）は、「福岡市建築物エネルギー消費性能適合性判定等事前相談申請書」（以下「申請書」という。）に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第1条（第7条において準用する場合を含む。）に規定する図書等（正本のみ。同規則第1条に記載の別記様式については改正前に現に存する様式を取り繕って使用することができる。）を添えて福岡市に提出するものとする。
- 2 福岡市は、申請書の内容等を確認の上、受理の適正を判断するもの。

《確認済証の交付予定日》

- 第4 福岡市は事前相談受付時に、設計者等と協議し、改正法に規定する審査期間に関わらず、目標とする通知書の交付予定日（以下 「交付予定日」という。）を設定するもの。
- 2 交付予定日は、設計者等が補正に時間を要する等、審査期間が長期化する要因が認められた場合、福岡市及び設計者等の協議により延長することができる。

《設計者等の義務》

- 第5 設計者等は、改正法に定める建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう図面等を作成しなければならない。
- 2 設計者等は、予め不整合箇所をチェックし、訂正等が発生しないよう努めなければならない。
- 3 設計者等は事前相談終了までに、建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容について事前協議等を終了しな

なければならない。

《事前相談の内容》

第6 福岡市は、本要領第3で受理した図書等について、改正法に適合するかどうかを審査する。ただし、建築確認及び計画通知、構造計算適合性判定、建築物省エネ法を除く建築基準法施行令第9条に定める建築基準関係規定に係る部分の審査は行わない。

《事前相談の終了》

第7 福岡市は改正法に適合することを認めたとき、又は、図面相互の不整合が多数あり審査が著しく困難と判断される場合は、事前相談終了とする。

2 事前相談終了後に計画等を変更した場合は、本要領に基づく手続きを経ていないものとみなす。

《計画の提出》

第8 改正法に適合するものとして事前相談を終了したものは、改正法施行後速やかに副本等必要書類を作成の上、福岡市に計画を提出しなければならない。

2 事前相談で提出した書類は、計画の正本の一部として扱うこととする。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。